

令和元年度安城市介護予防・日常生活支援総合事業の単価改定について

消費税率の引き上げ等に伴い、令和元年10月1日から次のとおり単価を改定します。

1 介護予防訪問サービス費

項目	改定前	改定後
訪問型サービス費Ⅰ (週1回程度の訪問)	1, 168単位/月	1, 172単位/月
訪問型サービス費Ⅱ (週2回程度の訪問)	2, 335単位/月	2, 342単位/月
訪問型サービス費Ⅲ (週2回を超える程度の訪問)	3, 704単位/月	3, 715単位/月
訪問型サービス費Ⅳ	266単位/回	267単位/回
訪問型サービス費Ⅴ	270単位/回	271単位/回
訪問型サービス費Ⅵ	285単位/回	286単位/回
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位×63/1000
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位×42/1000

2 生活支援訪問サービス費

項目	改定前	改定後
生活支援訪問サービス費Ⅰ (週1回程度の訪問)	962単位/月	965単位/月
生活支援訪問サービス費Ⅱ (週2回程度の訪問)	1, 923単位/月	1, 929単位/月
生活支援訪問サービス費Ⅳ	219単位/回	220単位/回
生活支援訪問サービス費Ⅴ	223単位/回	224単位/回
生活支援訪問サービス費Ⅵ	235単位/回	236単位/回

3 介護予防通所サービス費

項目	改定前	改定後
通所型サービス費1 (事業対象者・要支援1の者 週1回程度の通所)	1, 647単位/月	1, 655単位/月
通所型サービス費/22 (事業対象者・要支援2の者 週1回程度の通所)	1, 647単位/月	1, 655単位/月
通所型サービス費2 (週2回程度の通所)	3, 377単位/月	3, 393単位/月
通所型サービス費1回数	378単位/回	380単位/回
通所型サービス費/22回数	378単位/回	380単位/回
通所型サービス費2回数	389単位/回	391単位/回
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位×12/1000
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位×10/1000

4 生活支援通所サービス費（機能訓練型）

項目	改定前	改定後
機能訓練型1（週1回程度の通所）	1, 081単位／月	1, 086単位／月
機能訓練型2（週2回程度の通所）	2, 215単位／月	2, 225単位／月
機能訓練型1回数	248単位／回	249単位／回
機能訓練型2回数	255単位／回	256単位／回

5 生活支援通所サービス費（ミニデイ型）

項目	改定前	改定後
ミニデイ型1（週1回程度の通所）	1, 019単位／月	1, 024単位／月
ミニデイ型2（週2回程度の通所）	2, 090単位／月	2, 100単位／月
ミニデイ型1回数	234単位／回	235単位／回
ミニデイ型2回数	241単位／回	242単位／回

6 介護予防ケアマネジメント費

項目	改定前	改定後
ケアマネジメントA	430単位／月	431単位／月
ケアマネジメントC	430単位／月	431単位／月